

カロリング時代の荘園における奴隸の問題

佐藤芳弘

序章

(一) 問題の所在

M・ブロックによれば、フランスにおいてはカロリング時代に、自由人たる *coloni*、被解放自由人たる *liberi*、⁽¹⁾ 半自由人たる *libi* (*libi*)、⁽²⁾ 不自由人たる *servi* 等多くの身分呼称を保持していた保有農民が、彼らの経済的状況の類似性の故に、徐々に *servi* (*serfs*) に同化し、十一—十二世紀に至って統一的な法的身分としての農奴身分（セルヴァージ＝*servage*）⁽³⁾ が形成されたという。

従って、十一—十二世紀以降の *serfs* は、カロリング時代の *servi* と同じではない。たしかに、*serfs* は以前の *servi*（奴隸）のいくつかの特徴を受け継いでいるが、その内容は別のものと考えられる。⁽⁴⁾ こうしたブロックの考え方は、今日に至っても、フランス史学では多くの支持を受けているように思われる。⁽⁵⁾

serf（農奴）は、*homme de corps*（体僕）という表現に端的に示される如く、領主へ世襲的に隸属し、一定の法的欠格性（聖職就任ができず、自由人に対して証言資格をもたない）を有した上、ブロックによれば、⁽⁶⁾ ①人頭税（*chevage*）、②領外結婚税（*formariage*）、③相続税（*mainmorte, echoite*）の三つの義務的負担を負ったという。⁽⁷⁾

ブロックは、このように法的観点から農奴を規定したが、これは経済学的に規定される農奴とは必ずしも一致しない。経済学的に規定される農奴とは、封建的土地所有者（領主）の経済外強制によって、自己の剰余労働を封建地代として収奪されるような農民、という意味で用いられ、そうした農奴制は、領主直領地が農民の労働地代実現の場となるような、いわゆる「古典荘園制」の下で典型的に実現されたもの、と考えられてきた。⁽⁸⁾

古典荘園制（ヴェリカツィオン制、régime domanial classique）とは、土地形態面からいえば、領主直領地（*demesne, réserve*）と農民保有地（*tenure*）とから構成され、経営面からいえば、前者が後者からの賦役給付に依存するという封建的土地所有概念である。⁽⁹⁾ ブロック自身、古典荘園という用語こそ使用していないが、カロリング時代には、この種の荘園が一般的であったと考えたようである。⁽¹⁰⁾ 実際、古典荘園が、フランク帝国の中心部であったライン・ロワール河間の地域に広く存在したのは事実である。⁽¹¹⁾（しかしながら、領主直領地が、全面的に農奴の賦役に依存していたかどうかに関しては、のちにやや立ち入って検討することになる。）

さて、一般に法的身分としての *servage* が、フランスにおいては十一—十二世紀に成立するのに対し、経済学的に規定される農奴、すなわち賦役を提供する農奴の典型的な姿（賦役農奴制）は、九世紀の *polyptyques* のうちに見られるのであって、両者の間には、明らかに時間的なズレが生じている。

これを、単に法的観点と経済学的観点とのズレとして片付けてしまつて良いであらうか。むしろ、このようなズレが存在する賦役農奴制と法的身分としての *servage* の成立との関係を追求することの中に、封建制社会成立の過程を理論的に把握できる手がかりが見られるのではないかと思われる。

十一—十二世紀といえば、フランスでは、古典荘園の解体期と考えられているのであって、問題は、何故その時になつて法的身分としての *servage* が形成されるかという点であらう。ブロックは、「すでに九世紀、*coloni* と *servi* の身分的差異は消滅しつつあった⁽¹⁴⁾」というのであるから、法的身分としての農奴身分の成立は、古典荘園の解体期ではなく、古典荘園制そのもののうちに形成されなくてはならないはずである。

従って、この矛盾を解決するには、古典莊園制自体ではなく、その解体の中にこそ、法的身分としての *servage* (農奴身分) 成立の要因となるものを見出すべきであらう。⁽⁴⁹⁾

それでは、カロリング時代の莊園において、*servage* の成立を阻んでいたものは何であったか。本稿作成の動機は、まさにこの点にある。

ところで、古典莊園における *servi* の社会経済的状況は、一般に次のように考えられている。すなわち、ローマ帝国末期の奴隷は、奴隷人口の漸次的減少のため、あるいは彼らの生産意欲向上を期待して、領主より土地と家が与えられて保有奴隷 (*servi casati*) となった結果、彼らの経済的地位は向上し、一部は、奴隷身分から法的に解放されるものもあった。一方、自由人の経済的状況はますます悪化し、*coloni* となって領主の隷属下におかれる。こうした状況は、ゲルマン民族の侵入後も続き、カロリング時代に至っては、奴隷は、もはや *coloni* とほとんど変わらない賦役労働を義務づけられる農奴になった、というものである。⁽⁵⁰⁾

従って、この見解に従えば、カロリング時代には、無保有奴隷 (*mancipia non casata*) はほとんど存在しなかったことになり、直領地では、古代の奴隷労働力に代わるものとして、農奴から賦役労働が要求されたことになる。

ブロックは、次のように述べている。「しかしながら、カロリング時代には、奴隷の源泉——とくに異教徒との戦争——はなお涸渇してもいなかったし、また人間という商品の交易はかなり大きな規模を維持していたので、領主直領地 (*reserve*) ではなお、絶えず主人の支配下にある、シャゼ (*chasee*) されない奴隷がいくらか見られた。かれらの労役はもちろん無視できなかった。しかし、その数は、明らかに極めて少なく、彼らだけで領主の直領地の耕作を確保できるとか、あるいは目立ってそれに役立つほどのものでもなかった。要するに、すべてはわれわれを同一の結論にみちびく。直領地を経営するためには、賦役、すなわち保有地に依存したのだ。」⁽⁵¹⁾

カロリング時代の莊園における古代的な奴隷は、しばしばその存在が指摘されるにもかかわらず、ブロックのように、これをあまり積極的に評価しないのが従来の一般的な見方であったように思う。ところが、このようないわば通

説に對して、椽川一朗氏は、古典莊園の直領地は、主に領主直屬の直領地奴隸によって耕作されたとされ、さらに、保有農の多くは奴隸を所有し、賦役給付にあたってはかかる奴隸を使用したとされた。かくして、氏は、古典莊園を封建的土地所有とみる従来の見解を根底から否定され、古代的大土地所有の最終段階に位置づけられた。⁽¹⁸⁾

このような氏の意見に對し、多くの批判が行なわれているが、今なおこの問題は解決されていないように思われる。⁽¹⁹⁾

しかし、氏の理論が、先に指摘した古典莊園制と法的身分としての *serfage* 成立の時間的ズレの問題に對して、古典莊園を奴隸制的構造に基づく莊園と規定されることによつて、*serfage* の成立を理論的に説明された点で、積極的に評價されなければならないと思う。

それ故、本稿では、以上のような問題を念頭において、カロリング時代の莊園に奴隸制的構造とよばれ得るほどに古代的な奴隸が存在したか否かを考察してみたい。このことは、すなわち古典莊園の古代的な性格如何という問題に結びついており、*serfage* の形成を阻んでいた諸要因の一つは、彼らの存在自体ではなかったかと思われるからである。

本章に入るに先立つて、古代末期以後の奴隸の補充の問題を検討しておきたい。

(二) 奴隸の補充について

いわゆるローマ帝國末期以後も、依然として西ヨーロッパ世界には奴隸が補充されていたとする見解は、クラランジュ以来一般に承認されているようであるが、彼に従つて奴隸の源泉を分類すれば、次の四つになる。⁽²⁰⁾

- ① 戦争
- ② 奴隸商売
- ③ 刑罰
- ④ 自由意志、あるいは契約

奴隸を發生史的に見れば、それが戦争あるいは略奪によつて獲得された異民族であつたことは、たとえば一九世紀の⁽²¹⁾

アメリカの黒人奴隸制や、現代の奴隸 (slave) という語が、スラヴ人 (Slavs) に由来すること等を想起すれば明らかであろう。民族移動期の騒乱やフランク諸王の征服戦争は、多くの捕虜を獲得したにちがいない。実際、九世紀後半のフランク地方のある世俗小荘園は、奴隸ばかりの労働者を数えたが、彼らの名前の分析から、彼らは少なくとも三世代前、サクソン人やスラヴ人に対するフランク族の攻撃の過程で売却された捕虜の子孫であるといわれている。⁽²³⁾

M・プロックは、奴隸の大供給源を戦争であることを確認し、⁽²⁴⁾ 蛮族諸王国の全期間を通じカロリング時代に至るまで、奴隸商業が非常に活発に続いたことを強調した。⁽²⁵⁾

キリスト教の倫理は、奴隸制の消滅に積極的に貢献しなかったようである。R・ドゥエールトによれば、教会は、奴隸解放を単に奨励したにすぎず、捕虜や奴隸を買戻しましたが、代価の返せぬ者は、教会自身の領地で使用したとい⁽²⁶⁾う。⁽²⁶⁾

七世紀初め、タゴベールの大臣であり、非常に裕福であった聖エリギウスは、ブリトン人やサクソン人がガリアの地に奴隸として連れて来られるや否や、五〇人、時には一〇〇人も奴隸を買戻したといわれるが、これは当時いかに奴隸取引が活発であったかを示している。クランジュは、フレデゲールの年代記、「聖ガウゲリクス伝」、「ゲルマヌス伝」、「ペルカリウス伝」の奴隸商人の存在を示す記述を指摘して、ローマ時代及びメロヴィング時代にさかんに奴隸解放が行なわれたにもかかわらず、奴隸階級が忽ち消滅し尽くさなかったのは、一つにはこのような奴隸商業のためであったとしている。⁽²⁸⁾

八世紀には、奴隸商業はかなり活発になっていた。⁽²⁹⁾ 東部国境付近で捕えられた異教徒たるゲルマン人やスラヴ人は、フランク王国、とりわけ、ヴェルダン (Verdun)、ソーヌ河、ローヌ河を通じて、ムスリム・スペインの諸都市へ奴隸として流れた。⁽³⁰⁾ その途中で、フランク王国内でも奴隸取引が行なわれ、キリスト教徒も奴隸として国外へ売られていったであろう。⁽³¹⁾ 異教徒の買手に、キリスト教徒たる奴隸が渡ることは、教会にとって好ましいことではなかったから、七四三年以来、異教徒への奴隸販売に対する禁令が発せられたが、再三このような禁令が発せられていることから、あま

り効果はなかったようである。⁶³

九世紀には、異教徒たる奴隷の売買は非常な発展を見せた。⁶⁴ 奴隷売買はとりわけユダヤ人によって行なわれており、シャルルマーニュ帝の死後、これらの奴隷が国外に売られないという条件で、「許可された保護され」⁶⁵ さえした。リヨンの司教アゴバルのように皇帝のユダヤ人擁護の態度に反対者があったもの、⁶⁶ 奴隷売買は、「当時最も盛んな取引」⁶⁷ であり、また「莫大な利益の源泉」⁶⁸ であったのである。帝国の主要な奴隷取引所としては、ヴェルダン (Verdun) やメインツ (Mainz) の他、メッツ (Metz)、バランシユヌ (Valenciennes)、十世紀にはアウグスブルク (Augsbourg)、ルーナン (Rouen) 等が知られており、ほとんど帝国全土に及んでいる。

刑罰から自由人が奴隷となる場合は、フランク時代の各部族法典の關係条項から明らかである。⁴⁰

自由意志ないし契約で奴隷になるとは、借金の返済が出来ない場合とか、自由人が奴隷と婚姻をなした場合である。⁴¹

その他、古くはゲルマン人の間で、賭博に「自由」をかける風習があったことをタキトゥスは伝えているが、⁴² これも債務による奴隷化の一種と見做してよいだろう。

さて、以上のことより、ローマ帝国末期以来カロリング時代に至っても奴隷は供給され続けていたようである。一方、以前に領主より保有地を与えられた保有奴隷 (Servi casati) も、確実に子孫を残したことが考えられる。たとえば、八〇四年アンジエ (Angers) 地方の某貴族によってプリュム (Prin) 修道院へ〈Odane〉と呼ばれる荘園が贈与されたが、その贈与証書に記載されている約六〇人の結婚している奴隷は、各々一人から七人の子供を持っていた。そのうち三人以上の子供を持っていたのは、一六家族以上を数えた。⁴³

しかしながら、彼ら保有奴隷の子孫は、奴隷人口の拡大にはあまり貢献しなかったようである。G・ドゥビイによれば、たとえばサン・ジェルマン・デ・プレ (St Germain-des-Prés) 修道院領の一夫婦当りの平均子供数は、自由人家族も含めて二人をやや下回る程度で、⁴⁴ 人口増加は九世紀前半までは全体的に制限されていた。⁴⁵

ともあれ、保有奴隷が子孫を残したことは確実であり、ローマ時代から奴隷の保有農化が進行していたならば、保有

奴隸は着実に増加していったはずである。

ところが、カロリング時代盛期といわれる九世紀の大修道院の *polyptyques* によると、不思議と奴隸が少ない。サン・ジェルマン・デ・プレ修道院領に関していえば、*polyptyque* に記載されている保有農(戸主)のうち、自由身分のものは二二七人であるのに対し、奴隸身分のものは、わずかに二四五人にすぎない。⁽⁴⁶⁾

大修道院であればそれだけ裕福なはずであり、取得奴隸数も大きかったはずである。それにもかかわらず、この稀少さは何を物語っているのだろうか。

これは要するに、当時 *polyptyques* に記載されなかった多くの無保有奴隸がいたとは解釈できないだろうか。そして、この種の奴隸の存在こそ、カロリング時代の荘園に古代的性格を根強く保持させ続けていた要因の一つであったと考えられないだろうか。換言すれば、これら古代的性格を有する無保有奴隸の広汎な存在こそ、保有奴隸(*servi casati*)や *coloni* など古代的身分呼称をもつ農奴が、法的身分としての *servage* として統一化されるのを阻害していた一要因と考えられないであろうか。

もし、このような無保有奴隸が存在していたとするなら、第一に考えられるのは領主の所有下にある奴隸である。しかも、彼らは、賦役を提供する農奴と共に領主直領地で労働したと推定される。また、第二に考えられる奴隸は、保有農自身の所有する奴隸である。そこで、次章において、(一)領主直領地における奴隸の存在について、(二)保有農の奴隸所有の問題、の二点を考察し、カロリング時代(特に九世紀)の荘園にどの程度古代的な奴隸が存在していたかを検討してみた。

本章

(一) 領主直領地における奴隸の存在について

フランク帝国の政治的中心たるライン・ロワール河間の地域において、実際いくつかの荘園では、領主直属の直領地奴隷ないしそれに近い存在と思われる直領地労働者が確認されているので、その二―三の例を示せば次の如くである。

④ 八世紀後半、トレド (Tolédó) の司教のマルクイン宛書状の中で、Ferrières 修道院、トロア (Troyes) の St Loup 修道院、トゥール (Tours) の St Martin 修道院、St Josse 修道院における計二万人以上の奴隷が記されている。⁽⁴⁷⁾

⑥ 九世紀前半、ユルビー (Corbie) 修道院の一荘園直領地に奴隷 (mancipia) 一五〇人。⁽⁴⁸⁾

⑦ 九世紀後半、シティユ (Sithieu) 修道院領に直領地奴隷計三二人、ブレベンダリ (Prebendarii) 計一四一人。⁽⁴⁹⁾

その他の地域でも、九世紀初めアウグスブルク (Augsbourg) の司教領たるシュタッフエルゼー (Staffelsee) の直領地で七二人のブレベンダリ、⁽⁵⁰⁾ 十世紀初め、ブレッシア (Brescia) の St Giulia 修道院の六〇荘園の直領地で七四一人の奴隷等が知られる。⁽⁵¹⁾

ブレベンダリは領主直領地で働く労働者で、主人の家で養われ「プロヴァンド」provende (praebendam) を支給された故にそのように呼ばれた。⁽⁵²⁾ ブロックは、彼らのうち「自由民だけが雇傭者という名前をもつ資格があった。同じように、主人に養われていても、奴隷はやはりまったくちがう地位におかれていた」と述べているように、自由身分と奴隷身分を厳格に区別している。しかし、領主の恣意の下に全時間労働を強制される者にとっては、自由・不自由の身分の区別はほとんど無意味であっただろう。史料では、直領地奴隷を示す場合、しばしばマンキピア (mancipia) として示されていること⁽⁵⁴⁾ から判断して、ブレベンダリは、あるいは自由人、奴隷を区別せず、総体としてとらえるための、領主の故意的な表現だったのかもしれない。

また、彼らが農作業はかりに従事していたとも、必ずしも断定できない。⁽⁵⁵⁾ シャルルマーニユの御料地令 (Capitulare de villis vel curtis imperii) では、第三一条、第五〇条にブレベンダリの記述があるが、⁽⁵⁶⁾ 第三一条では、奴隷女作業場 (genitia) と並んで記述されているし、第五〇条では、マンスを保有しない仔馬番は、王より provenda が支給さ

れるよう述べられているので、彼らが純粋な農地作業以外の労働に使用されたことも考えられる。

ラトゥーシュによれば、「例えば大麦ビール醸造のごとき生産については専門家の力を借りた。すなわち工匠 (Maister) が、館に呼ばれてきたのである。彼らは扶持受け人 (proventarii) と呼ばれていた。彼らは仕事をこなしているあいだは、賄を受け多分給料の支払いを受けていた。すでに彼らは、近代の職人の祖先、または控え目な原型と考えたくなる熟練職人であった」ラトゥーシュのこの表現によれば、プレベンダリは賃金労働者の意味にも解せられる。

しかし、そのような労働者の雇傭法は、ブロックが指摘する如く、当時にあつては、例外的で一時的な補助の役割を果たしたにすぎなかつた⁶⁵⁾と思われる。ドュビィも、わずかコルビー修道院の事例をあげているだけであり、彼によれば、貨幣流通に融通性を欠く当時にあつては、貨幣資金を与えるよりも、直領地の一地片ないしマンズを与える方がもっと効果的であつた⁶⁶⁾。

彼が直領地労働力として重視しているのは、このような賃金労働者ではなく、むしろ無保有の家内奴隷労働力であつて、「この種の労働力はどこでも存在したし、農業生産はどこでも第一には彼らにたよつた」と述べている⁶¹⁾。しかも彼らの補充は、奴隷売買はもちろん、奴隷マンズの子供を領主が家内奴隷として使用する場合もあつた⁶²⁾。それ故、ドュビィは奴隷マンズを「若い家内奴隷を育てる託児所 (nursery)」とよんで呼んでいるのである。R・ドゥエールトも、「プレベンダリはとりわけ人数過剰のマンズから補充された」と述べている⁶⁴⁾。

ともかく、プレベンダリや直領地奴隷は領主から給養を受け、全時間労働を負わされていたわけであるから、一応古代的な奴隷と見做して良いであらう。

一方、quotidiani や hagsataldi 等の名称が時々 polypyques に見られる⁶⁵⁾。彼らは僅かの地片と小屋とを保有したことがしばしば指摘され、プレベンダリも同範疇のものとして取り扱われたりするが、たとえそうでも、小地片だけでは自立はほとんど不可能なわけであるから、マンズ保有農 (農奴) に上昇する前段階に位置づけられる奴隷的労働者と見做して良いであらう。

しかしながら、直領地奴隷ないし奴隷的直領地労働力は、原則として polyptyques に記載されることはほとんどなかったことに注目しなければならぬ。従って、先に示した実例は、きわめて偶然的なものである。polyptyques の目的は、保有地数と収益を確認し、固定化することにあつたのだから、動産たる直領地奴隷は数える必要はなかつたのである。

九世紀の古典荘園に中世「農奴制」の典型を見ようとした従来の学説は、この点を見落としていたのではないだろうか。もし、このような古代的な奴隷に近い直領地労働力が広汎に存在したことが立証されるならば、古典荘園を真に中世「農奴制」的構造を有する荘園と規定することは、当然問題となってくるはずである。

ところで、クーランジュに代表されるロマニストの見解であれ、ドイツ学界の支配的風潮であつたゲルマニストの見解であれ、一九世紀後半の西欧学界のいわゆる「古典理論」によれば、「古典荘園制」の遍在性が説かれていた。ところが、その後実証的研究が進むにつれ、直領地と農民保有地とが賦役によつて結合されていない荘園も存在していたことが知られるようになった。⁽⁶⁷⁾

しかし、このような古典理論批判も、直領地の欠如や賦役の有無にしばしば力点がおかれ、椽川氏によれば、直領地と賦役との「相関関係」を検討したものではなかつた。つまり、「賦役量の小さい荘園における広大な直領耕地が、どのような労働力によつて耕作されたか」という問題である。⁽⁶⁸⁾

ドュビイは、軽量賦役型の荘園において、賦役以外の直領地労働力を端的に「奴隷」と規定しているようなので、しばらく彼に従つてこの型の荘園に言及しておきたい。

たとえば、ライン・ロワール河間の北部周辺部たるフランドル、ブラベン、フリジアの事情は次のようであつた。⁽⁶⁹⁾

(A) 八九三年、アルンヘム (Arnhem) のプリュム (Prüm) 修道院の所有地では、各マンスは一定額の貨幣地代と現物貢租を支払わなければならなかつたのに対して、賦役は五月に二週間、秋に二週間の合計年に四週間のみで、直領地経営に現実に結びついていなかつた。

(B) ガン(Ghent)のサン・ピエール(St Pierre)修道院の直領地は、耕地約三〇ヘクタール、牧草地約一九ヘクタールから成り立っていたが、二五のマンズは賦役を全く負わず、家内奴隷の小集団、二九人の下僕(menservants)、十人の農耕女(farm girls)、三人の女牧夫(herdswomen)によって耕作されていた。

(C) サン・バヴォ(St Bavo)修道院に属すガンの北東の五つの荘園の保有地は、開墾されて新らしく、直領地から遠く、主に牧畜にたよっていたので、直領地経営には全く貢献しなかった。

これらの事例から、この地方では、保有農は賦役を全く負わなかったか、負ったとしても軽量であったことが明らかである。それでは、直領地はどんな労働力で耕作されたのか。それは(B)の事例から明らかなく、領主直属の奴隷(ドニビィによれば familia)によってなされたのである。従って、このような荘園では、領主直領地と農民保有地は賦役によっては結合されず、「分離(separation)」⁽⁷³⁾していたのであり、厳密な意味での古典荘園とはいえないであろう。しかもメーヌを中心とする西部ガリア、オーヴェルニュ等の南部ガリアでは、同様の「分離」はもっとしばしばであった。⁽⁷⁴⁾

さらに、ゲルマニアにおいても、所領は分散的であり、自由人マンズは直領地より距って散在したためしばしば賦役を負わず、奴隷マンズが支配的であったことを特色として、プレベンダリ(prebendary slaves)が直領地の本質的労働を遂行したようである。⁽⁷⁵⁾

北イタリアでも、ドニビィによれば、保有農の多くは、ボッビオ(Bobbio)修道院に見られるように他にアロッド(alods)を持つ場合があり、文書契約で土地の授与を受けていた自由人(libellarii)であった。そして、商業の発達、ポー河流域の農村市場の発達と結びついて、賦役・貢租の金納化へと発展するのを特色として、プレベンダリないし家内奴隷 masnad の集団が直領地で労働したのである。⁽⁷⁶⁾

以上のように、九世紀のカロリング帝国をドニビィに従って大ざっぱに概観する時、当時の荘園の経営形態は、決して古典荘園制が一般的ではなかったことがわかる。しかも、直領地がありながら、保有農の賦役が全くないかあるいは

軽量である場合、直領地は主に直領地奴隸によって耕作されたということがいえるであろう。

それでは、保有農の賦役が重い荘園、すなわち「古典荘園制」をとる荘園では直領地奴隸はほとんど必要とされなかったのか。次にこの点を検討しなければならない。

従来の古典荘園制理論は、何よりもイルミノンの所領明細帳 (polyptyque d'Irminon) に基づいて構築されていたのであるが、ラトゥーシュは、「このポリプティックの異論の余地なき価値、特にその意義は過大に評価されてはいないだろうか。修道院長イルミノンのヴィラは模範農場であった。しかしそれが代表している組織化の努力は例外的なものではなかったのだろうか」と問いかけ、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院領内部にも古典荘園制をとらない荘園が見られることを指摘している。それはパリ地方から距った Corbon (オルヌ県) の一九のヴィラであって、それらの直領地 (mansus indomiticatus) はマンス保有農の賦役によってではなく、マンキピアによって耕作されていた。⁽⁷⁹⁾ ここにおいても、先に見たような領主直領地と農民保有地との「分離」が見られるのである。

また、やはりパリから距った ⁽⁸⁰⁾ Villemeux 荘 (ウール・エ・ロアル県) と ⁽⁸¹⁾ Boissy 荘 (オルヌ県) でも、保有農の多くは賦役を負わなかったようである。従ってイルミノンは、不断の注意深い管理を必要とする古典荘園制を、自己の所領全体ではなくパリ近郊のヴィラにしか強制できなかったわけ⁽⁸¹⁾で、この事実は古典荘園領主の組織化の努力の限界を物語るものであろう。

一方、橡川氏はサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の polyptyque を詳細に分析されて、直領地経営における賦役の依存度を数量的に算出された。すなわち、直領地耕地面積に対して農民の賦役総量がどの程度を占めたかということ⁽⁸²⁾を試算したのであるが、その結果を要約すれば次のようになる。

(一)、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院領二五荘園のうち農民の賦役が比較的軽量であったのは十一荘園であったが、一荘園を除いてそれらは賦役総量に比べて直領耕地がかなり広大であった。

(二)、賦役が比較的重い荘園でも、直領耕地が賦役総量に比べて大きい場合があり、そのうちの一つは賦役がブドウ畑に

おけるものが中心であるのに、一五六ヘクタールにも及ぶ直領穀畑を有した。

椋川氏は以上のような事実から、広大な直領地をもつ荘園は、その直領地経営が保有農の賦役に充分期待できなかったものとして、直領地奴隷の存在を推定されたのである。実際に直領地奴隷らしいものの記載は、わずかに荘園の台帳末尾に一括所載してある男女 (servi, ancillae) 計三九名だけであるようだが、⁶³⁾ polyptyque の性格上、動産たる奴隷は原則として記載されなかったことを考慮するなら、これらの他になお多数の奴隷が存在したことは充分考えられるであろう。

このように見てくると、いわゆる「古典荘園制」といわれる領主支配機構は、カロリング時代、とりわけ九世紀のライン・ロワール河間の地域に限ってみても、きわめて限定された地域にしか見出されず、しかも「古典荘園制」をとる荘園にあっても、農民の賦役の直領地経営に占める比重が相対的に低い場合があったことは、「古典荘園」における賦役の意義について、その一般化を慎重に考え直さなければならぬように思われる。

直領地奴隷が polyptyques に現われることが稀であったことは、こうした推定の実証を困難にさせるであろうが、直領地奴隷が偶然に記載されている次のような事例をとりあげ、古典荘園における賦役の意義を検討してみたい。

それは、先に示した九世紀初めのシュタッフエルゼー修道院領同名荘園の財産目録であるが、この荘園の直領地面積と各マンズの地代は次表の通りである。⁶⁴⁾

直領地には、プレベンダリ七二人と女作業場に二四人が数えられている。女作業場の二四人は、保有農の妻かあるいは全く別に存在する領主専属の奴隷であったのか不明である。自由人マンズのうち、最初に示した六マンズ・グループの「三ジュルナル犁耕」⁶⁵⁾は、あとのマンズ・グループの記載から判断して、「三ジュルナル犁耕・播種・収穫」する、いわゆる定地賦役と思われる。また、五つの自由人マンズは、地代は雄牛二頭提供と騎馬賦役以外に何も負わず、おそらく特権的な保有農と考えられる。

この荘園では、自由人マンズと奴隷マンズが明確に区別されており、賦役は「週三日」労働を負う奴隷マンズの方が

(直領地)

(ジュルナル=day-works)

耕地 740 ジュルナル (約 250 ha.), 牧草地 610 車分 (約 60 ha.)

(保有地)

マンズ種別	内訳	各マンズの賦役	各マンズの貢租
自由人マンズ 23 (うち1マンズ地代不明)	6	年5週間の労働 3ジュルナル犁耕 直領牧草地での採草1車分 伝言奉仕	穀物14モディウス 子豚4頭 作業場で織られた亜麻1枚 ヒナ2羽, 卵10コ 亜麻の種子, レンズマメ各1 setier
	6	年2週間の労働 2ジュルナル犁耕・播種・収穫 直領牧草地での採草3車分 騎馬賦役	軍役代納として 雄牛2マンズで1頭
	5	騎馬賦役	雄牛2頭
	4	年6週間の労働 9ジュルナル犁耕・播種・収穫 直領地での採草3車分, 施肥1日 ワイン運搬	マキ10車分
	1	年5週間の労働 (役馬提供) 9ジュルナル犁耕・播種・収穫 直領地での採草3車分 伝言奉仕	
奴隸マンズ 19	19	週3日の労働 半 carucate 犁耕 (役馬提供) 伝言奉仕 直領地豚4頭飼育	子豚1頭, ヒナ5羽, 卵10コ (妻) 布1枚, 毛織物1枚 malt を準備, パン焼き

重いのであるが、自由人マンズも、先の特権的な保有農を除けばかなり重いように思われる。遅くとも八世紀前半には成立したといわれるバイエルン部族法典では、教会のコロヌスの「定地」(ardecinga) 賦役と奴隸の「週三日」賦役とが区別されていたが、表に示した如く一世紀のちに至ってもなおその區別は存在したうえ、自由人マンズは、年に幾週かの賦役を負って奴隸マンズに近づきつつあったといえるであろう。

従ってマンズの賦役を見る限りでは、この荘園はライン・ロワール河間の地域からかなり距つてるとはいえ、古典荘園制の典型を示しているともいえるのである。ところが、この直領地は耕地と牧草地計三一〇ヘクタールにも及ぶのに対し、マンズ数はわずかに四二にすぎない。一方、直領地には女作業場の二四人を除外しても、マンズ数より多いプレベンダリ七二人が数えられているのである。かくしてこの荘園の直領地は、保有農の賦役労働よりも領主直属のプレベンダリに依存する方が大きかったと言わざるをえない。古典荘園の直領地経営は農奴の賦役に全面的に依存し、それはこのシステムの本質的な結びつきであったとする従来の見解は、以上の事実によって大きな修正が必要とされるのではないだろうか。

そのうえ、保有農の賦役が果して *polytyque* に記載されていた通りに行なわれていたかどうか疑問に思われる事例も存在するので、賦役の意義は一層不明確にならざるをえない。

サン・アマン (St Amand) 修道院 (バランシエンヌ北西付近) の *Busiaca* 荘がそれで、一九人の保有農は毎週三日の賦役を負っているのに、直領地はわずか一六ボニエ、しかもその三分の一は荒蕪地であった。⁸⁷⁾ わずか十一ボニエ (一四ヘクタール) の耕地に、週三日賦役を年間一二〇日としても、総労働日数二二八〇日は明らかに過剰であった。クランジュは、この荘園の賦役規定を表面上のものに過ぎなかったとし、領主は農民に週三日の賦役を要求する権利はあったが、実際には要求しなかったと解釈している。⁸⁸⁾

さて、このように検討してみると、九世紀における西ヨーロッパの荘園には、どこでも直領地奴隷ないしプレベンダリが存在しており、直領地は古代的農場の性格がなお根強かったといえる。広大な直領地がありながら、賦役が軽量であったりあるいは全くない場合、直領地経営には主に彼らが使用されたのである。逆に、賦役が重くいわゆる「古典荘園制」をとる荘園でも、直領地が広大な場合にはやはり彼らが使用されたのである。

しかしながら、上述したように直領地規模と賦役量との比較から賦役の依存度を決定するとしても、これをもって各荘園の形態を固定してしまうことは避けねばならない。というのは、*polytyques* の性格の問題である。直領地奴隷は

原則として記載されなかったのであるし、*polyptyques* が描く状況は、実際には流動的で持続的発展の短期間しか示していない。⁹⁹ 荘園は、贈与、分割、交換等を通して常に流動的であった。それ故、直領地の必要労働力とマンス数及び賦役量とのバランスは、たえず乱された。もし領主が新しい土地を開墾すれば労働力は不足し、直領地の一部を手放し新しいマンスを加えたなら労働力は過剰となった。¹⁰⁰ 従って、保有農の賦役では直領地の一部しか耕作できない場合、残余耕地は全て直領地奴隸によって耕作されたと想定するとしても、この形態は一時的なものにすぎず、もし直領地の一部分離とマンスの付加があれば、「古典荘園」へ変化する。逆に、賦役によって全てが耕作されるほどの直領地なら直領地奴隸は存在しなかった、とも言いきれない。本来の家内奴隸やミニステリアル(*ministeriales*)、及び何らかの技術をもった奴隸は、大中荘園領主はどこでも必要としたにちがいないし、サン・アマン修道院の一荘園の如く、記載された賦役が形式上のものに過ぎなかった場合はなおさらである。

重要なのは、荘園にはなお多数の古代的な奴隸が保有奴隸(農奴)と並んで存在していたという事実である。¹⁰¹ ラトゥーシユは、一方では七世紀以降のマンスの増加に注目しながらも、「九世紀末までの文献はほとんどいつも、*mancipia* がヴィラに所属していることを述べている。これらの非自由民は、領主直領地すなわち、所領の直接経営の行なわれている部分を耕作していた」と述べている。ドゥニールトも、無保有奴隸の労働力 *main-d'oeuvre servile non chassée* が直領地で使用されたことを一般的な事実として認めており、しかも時間的には、ラトゥーシユより遅く十一世紀までとしている。¹⁰² 領主にとって、「自分へのみ所属し、命令をいつでも遂行する用意がある人々を身近におく」ことは好ましいことであつたし、直領地奴隸の広汎な存在は、領主をしてなお古代的身分観念を存続させたであらう。それ故に、課税対象のマンスに対してさえも、「自由人」と「奴隸」という二種類に領主は区別しなければならなかったのである。古典荘園における農民は、自由人も奴隸もマンスを保有している者は領主により剰余労働を収奪される者であり、その限りでは農奴制が実施されていたと見て良いだろう。しかし、直領地経営は彼ら以外の奴隸労働力によっても行なわれ、彼らの広汎な存在は、少なくとも領主の意識に古代社会を想起させたはずであり、領主は古代的伝統を固守する努

力をしたのである。つまり、直領地奴隷の存在こそ、中世的統一身分 *serfage* の形成を阻んでいた要因の一つと思われるのである。

(二) 保有農の奴隷所有の問題

豫川氏は、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の *polyptyque* の詳細な分析をされ、保有農に關しては次のように示された。⁹⁷⁾ すなわち、保有量五ヘクタール以上・家族成員数五人以下の保有農は、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院領の保有農家族総数の四五%弱を占め、彼らは、「その家族労働力だけでは保有地を耕作しきれなかった」⁹⁸⁾ と考えられたのである。従つて保有地の耕作には、家族外労働力を使用しなければならぬ。そのためには、零細保有者ないし無保有者による再小作や雇傭労働が想定されるとしても、「しかし、そのような富農的保有農が保有農総数の四五%を占めるのに対して、零細・無保有者の比率が一〇%程度にすぎない点から見て、前者の保有地経営に必要な家族外労働力は、後者によつてのみ補充されたと考えられない。それ故領主の直領地経営におけると同様、保有農の経営においてもまた、かなり多くのばあい、奴隷が使用されたと見てよい」と結論された。⁹⁹⁾ 氏はさらに、サン・ルミ (St. Remi) 修道院でも同様に保有農の相当多くが家内奴隷を使用したと推定された。¹⁰⁰⁾

このような解釈の上に立つて、「九世紀の北フランスで莊園農民の大多数をしめたコロヌスないしインゲヌス(自由保有農)は、その半ばは、小規模ながらも奴隷所有者であつたと推定される。これに対して領主もまた奴隷所有者で、そこに領主と保有農の中核部分との間の階級的同一性を見ることができよう」と¹⁰¹⁾ というのが、氏の見解である。

私は、結論的に言えば、保有農の奴隷所有の可能性を全く否定するものではないが、豫川氏の如くこれを強調しないし一般化できるほどのものであつたとは考えられない。

氏は、九世紀の北フランスの莊園農民の中核をなしたのは、決して「農奴」ではなく、基本的には領主と同じく奴隷に対して支配階級に属す「富農」と規定され、賦役義務は彼ら所有の奴隷に代行させたと¹⁰²⁾ 考えられたようである。しか

し、第一に、当時のコロヌスはローマ時代のコロヌスの子孫でもあったし、新しく領主権下に入った自由人も、多くは「貧民 (pauperes)」であり、「衣食に窮し」た故に入ったのではなかったか。

第二に、もし賦役を、保有農自身ではなく、彼ら所有の奴隸が行なっていたとするならば、直領地での労働はほとんど全て奴隸によって行なわれたと考えられ、又、コロヌスと奴隸の区別は厳格に意識され、現実生活においてもその区別が強力に維持されていたはずである。それにもかかわらず、たとえば、カール禿頭王 (Charles le Chauve 在位八四三—八七七年) の治世下に、奴隸のみならずコロヌスに対しても体刑が科されるようになったこと、あるいは、八〇一年 Mirtyn の住民たる coloni が、サン・ドニ (St Denis) 修道院を相手取って奴隸と同じ税を課されたことに関して訴訟をおこしたことなどに見られるように、奴隸とコロヌスがしばしば混同されたのは何故であるか。

第三に問題なのは、椽川氏が、保有量五ヘクタール以上・家族成員数五人以下の保有農を「富農的」と規定された点である。氏は、九世紀の農業技術が、「三圃制ないし二圃制輪作・施肥・家畜飼料栽培等の諸点で、中世後期のそれと大差なかった」ことを前提とされ、中世後期 (十二、三世紀) 以降における北フランスの農民保有地が、通常三ヘクタール前後であったことからそのように考えられたようである。しかし、氏が前提とされた農業技術が、果して九世紀と中世後期とでは「大差なかった」と言えるであろうか。

十一、二世紀に西ヨーロッパで人口の顕著な増大があったことは、今日ではほぼ承認された事実であるが、この状況を促した原因を、ノルマン人等の外民族の侵略の終結や封建秩序の成立による平和に求めると共に、食料生産の拡大やその前提となる農業技術の発展に求めることも許されるのではないかと思う。ブロックが「大開墾の時代」と名づけたような、この時代の耕地面積の飛躍的拡大も、農器具の改良によって森林開拓がより容易になったからであろう。

ところで、原始的な穀草式農法や古代的な二圃制農法に比べ、中世的な三圃制農法が、有輪犁の使用と結びついて農業生産力を高めることはよく知られている。従って、三圃制農法と有輪犁の一般的な普及こそが食糧生産の増加につながるわけであるが、残念ながら、その起源と普及の問題に関しては、諸説があって全く混乱している。しかも三圃制

は、「種々の環境の中にあつて二圃制よりも都市経済により対応しえない。それはより強い共同体諸規制(播種、休閒地、共同放牧、一村あるいは近隣数ヶ村の農業生活の監督)を課¹¹²⁾し、「村落共同体の諸義務の尊重を強制する」から、この起源と普及如何という問題は、中世的村落共同体の成立如何という問題と深く結びつき、単に技術史上の課題だけでなく西洋史全体に関わるきわめて重要な研究分野である。¹¹⁴⁾

ドュビイによれば、三圃制農法は、すでにカロリング時代に不完全ながらもパリ地方の大修道院直領地で行なわれていたが、十一、二世紀の農業発展は、これらの手順を改良することではなくて広めることであつた。¹¹⁵⁾しかしながらこの慣行は、(一)土地の状況、(二)気候、(三)特に領主のパン製造用の小麦を生産しようとする意志、のために制約されて不完全に普及していく。また、当時何らかの改良があつたとするなら、農器具自体の改良であるとドュビイは言う。¹¹⁷⁾この時代より以降、史料に鉄鋳石への言及が多くなることと関連して、従来の木製の犁に鉄片がつけ加えられた。¹¹⁸⁾それによつて、犁先、犁へらが強化され、深耕が可能となる。ルフェール・デ・ノエト (Lechevre des Noettes) が主張したような肩頸環、縦列繫駕法、馬蹄鉄、という三大改革が当時行なわれていたことも、ドュビイは承認しているようである¹¹⁹⁾が、馬は牛よりコストがかかるので、「この犁耕裝備の改良は農村の最も繁栄した地方でのみ発展できた」と述べている。¹²⁰⁾しかしながら、こうした農業技術の普及は、荒地の開拓や村の耕地を拡大させると共に、土地の生産性も上昇させた。かくして、当時にあつては「最も肥沃でない、最も粗末な犁耕地でさえ、収益率はカロリング時代の史料に示されたものより高かつた」¹²¹⁾のである。

スリッヘル・ファン・バートによれば、八世紀に自由三圃農法が、人口密度の高い地域で導入されたが、一般的に普及するのは人口の増大する時期であつた。¹²³⁾しかも、スリッヘル・ファン・バートは、「十世紀には、改良された馬具の導入をみた。そしてこれは、馬を犁耕に使用することを可能にした。三圃農法のおかげで、より多くの馬を維持するのに十分な飼料が確保できるようになった。十一世紀から十三世紀に至る継続的な人口増大が可能であつたのは、たぶんこのエネルギー源の増大による」¹²⁴⁾として、馬による犁耕の意義を積極的に評価している。

R・ブートリッシュは、八世紀に三圃制農法の起源を求めることを全面的に否定して、「それは十一世紀以前ではない。大開墾時代と時期を同じくする」と信ぜざるをえない⁽¹²⁹⁾と断言している。

このように見てくると、カロリング時代、少なくとも北フランス地方で、三圃制農法が一般的に普及していたとは到底考えられない。ブロックが正しく指摘した如く、それはまだ「萌芽的」⁽¹²⁹⁾であり、多くの農民は、十一世紀以前には低い生産段階にとどまっていた、といえるであろう。実際、デュビィをはじめ、R・フォシエ、R・ドゥエールト等最近のフランス史学では、カロリング時代の社会経済状況をきわめて貧しくとらえている。⁽¹²⁹⁾

スリッヘル・ファン・バートによれば、八一〇年頃、北フランスの四つの王領地において、穀物の播種量対収量比は次のようであった。

〈Annapes (クール近傍)〉 (単位 modii)

ライツ小麦 720 : 2040, 小麦 60 : 160, 大麦 1100 : 2900

〈Virvy (ドゥエ近傍)〉

大麦 600 : 1900

〈Cyssoing (クール近傍)〉

ライツ小麦 120 : 360, ライ麦 100 : 260

〈Somain (ドゥエ東方)〉

大麦 400 : 1200

このように、収量は播種量の二・六倍から三・一七倍程度であった。

いま、これらの事例より、当時の穀物収量を播種量の三倍ないし四倍と見積もれば、仮に三圃制農法が実施されていたとみて、一人を養うに必要とされる耕地面積は、一・八ヘクタールないし一・二五ヘクタール程度である。家族成員数五人とすれば、六・二五ヘクタールから九ヘクタールが必要である。穀物消費量の比較的少ない老人や子供を考慮し

てみても、椽川氏が「富農」の最低基準として示された五ヘクタールというのは、五人にとって決して余裕ある保有量とは思われない。従って、こうしたミゼラブルな状況の中で、保有農が果して奴隷を所有できたかどうか疑問に感ぜざるをえない。ドュビイによれば、一般的にいつて、マンスの成員数はそのマンスの耕地面積に必要とされる労働力より多く、余分な労働力は直領地へ向けられたのである。⁽¹³⁰⁾

しかしながら、先に示した数量的操作は、あくまで椽川氏の規定された富農の最低保有量を否定しただけであって、家族成員数に比して保有面積が大きい場合、保有農が奴隷を所有したということを全く否定するものではない。むしろ、マンス保有量の著しい地域的偏差や、マンス保有量と家族数との間にどんな相関関係もみられなかったこと等を考え合わせるならば、一部の富農たちが奴隷を所有した可能性は充分考えられると思う。⁽¹³²⁾

実際、九世紀、プリュム修道院の保有農たちが、賦役に自分たちの奴隷 (*mancipia*) を使った事実⁽¹³³⁾、サン・ベルタン (*St Bertin*) 修道院の一荘園で二五ヘクタールのマンスを保有する荘司 (*baillif*) が十二人の奴隷を所有した事実⁽¹³⁴⁾等が知られている。また、八五〇年、アミアンのカタドラルに贈与された一農民夫婦は、「その子供たちと奴隷」を持っていた。⁽¹³⁵⁾ 古代的传统の強かった北イタリアでは、プレッシアの *St Giulia* 修道院において、九〇五—九〇六年、各農民世帯に八人から四九人の奴隷が存在した。⁽¹³⁶⁾

ドュビイは、直領地奴隷が多数存在していたことや上記の保有農の奴隷所有の事実を指摘して、「サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の諸荘の最大マンスを耕作する人は、家内奴隷労働力を要求することなくして、自らの土地を耕作できたのか」と疑問を投げかけ、富農的なマンス保有農の奴隷所有を肯定しようとする態度を示している。そして、「我々が見る限り、家内奴隷制は、九世紀においては、*polytypiques* に描かれた農村ではまだかなり一般的であった」と結論しているのである。⁽¹³⁸⁾

ドュビイのこの表現には、いささか誇張があるとしても、荘司等の特権的保有農や比較的大きな保有量を維持する保有農が、奴隷を所有したことは、先の事実などからみて充分考えられるであろう。しかし、生産技術の不足や天災、戦

争等によって慢性的栄養不良に悩まされていた当時にとっては、史料にあらわれない小土地所有者は別として、荘園の農民で奴隷を所有できた者は、きわめてわずかであったと推察される。

終章

これまで、カロリング時代、とりわけ九世紀の荘園を検討したが、その結果を要約すれば次の三点になる。

(一)、「古典荘園制」をとらない荘園(≡非賦役型ないし軽量賦役型荘園)では、直領地耕作に、領主の家内労働力(≡奴隷)が使用された。

(二)、古典荘園において、保有農は領主に労働地代を提供し、その限りでは彼らは農奴であるが、直領地が彼らの労働力だけでは耕作しきれない場合、やはり領主の家内労働力が必要とされた。

(三)、保有農は、一般的にいつて経済的に貧しい状況にあって、奴隷の所有はほとんど不可能であった。

従って、われわれは、古典荘園制を賦役農奴制とみることは、一面では正しいといわねばならないが、他方、直領地における奴隷の根強い残存は否定し難く、しばらくの間、古典荘園に古代奴隷制的な属性を維持させたものと見ることができのではなからうか。それ故、古代的な身分観念は、なおその意味を完全には失なっておらず、中世的統一身分 *servage* の形成を阻害していた一要因は、実はこれら直領地奴隷の存在自体であったと思われるのである。

ところで、*servage* が形成される十一、二世紀といえは、マンズの分裂、賦役の軽減が見られると共に、直領地もまた相当に縮小し、古典荘園制が解体していく時期としてとらえられている。従来、奴隷の消滅の問題と古典荘園制の解体は、別々に論じられ、両者の関係はあまり注目されてこなかったようであるが、むしろこの両現象には、密接な関係があるように思われるので、最後にこの問題に若干言及しておきたい。

古典荘園制の解体に関して多くの原因が考えられているが、大きく次の四つに分類できるのではないかと思う。

(一)、封地の設定、相続、贈与、等による荘園の分解。

(二)、外民族の侵入等による社会的混乱のため、領主と農民の絆が弛緩したこと。

(三)、人口の増大と農業生産力の向上により、余剰労働力が生じたこと。

(四)、直領地を小作人に分割貸与したこと。

これらは、地域的・時間的相違があるものの、どれも相互に密接に関連がある事実であるが、特に(四)の場合は注目しなければならぬ。ドュビニによれば、賦役で耕作される直領地の地片 (*lots corvées*) がマンスに融合される場合が多く、故意に保有農に貸与するのは、一時的な労働力の不足の故であって、例外的な場合であった。⁽¹⁴⁾ しかしながら、後者の場合を例外的と見做してよいものであろうか。奴隷人口の漸次的減少に加えて、先に示した(一)、(二)等の理由によって領主の農民支配は弛緩し、労働力の不足が当然起こるはずである。これを補充する手段として、直領地を保有農に貸与したり、残存する直領地奴隷に貸与したとも考えられるのであって、このような場合も古典荘園制の解体の一原因をなしたにちがいない。カロリング時代から十二世紀の間、とりわけ十一世紀の史料に頻繁にあらわれる *colliberti* (*colvert*)⁽¹⁴⁾ は、本来の意味は「共同で解放された奴隷」であるが、彼らが十一世紀に *serfs* と並んで存在していた事実(つまり、ブロックによれば、カロリング時代の *liberti* や *liti* が *serfs* に同化したのに、彼らだけが特殊な名で呼ばれたこと)、しかも十二世紀前半には *serfs* に融合してしまう事実は、彼らが比較的遅く解放されたことを意味する。ペランは、彼らを、直領地奴隷が保有地を与えられ解放されたものと見做したようである。⁽¹⁴⁾

以上の事実から、われわれは次のような展望を持つことが許されないであろうか。すなわち、カロリング時代の古典荘園とよばれる段階においては、古代的奴隷制が強く残存して古典荘園に古代的性格を与えるものとなっていたが、十一、二世紀において、直領地の縮小、奴隷、賦役制農奴の減少、それに伴う法的身分としての *serge* 層の形成という極めて重大な変化が進行し、古典荘園制に大きな再編を強いることとなったといえるのではないだろうか。

〈序章〉

- (1) Iheriti は、ローマ法によつて解放された奴隷 *liberatio* が、そのほとんどもは従屬を伴つて解放 (*manumissio cum obsequio*) であり、解放後のみは領主と隷屬した。Marc Bloch, *The "Colliberti": A study on the servile class (Slavery and Serfdom in the Middle Ages, Translated by W. R. Beer 1975), pp. 131—133.*
- (2) Iiti, Iidi (ロマンノド族の場合に *aldion*) は、ゲルマン法によつて解放された奴隷で、奴隷と自由人との中間的身分 *liberatio* (ibid., pp. 129—130.)
- (3) M. Bloch, *Personal liberty and servitude in the Middle Ages, particularly in France: Contribution to a class study (Slavery and Serfdom in the Middle Ages, Translated by W. R. Beer 1975), pp. 68—69.*
- (4) フロックが、その根拠としてあげたのは、サン・シユルヤン・デ・ブレ修道院領の事例である。同修道院の九世紀初期の *polyptyque* (所領明細帳) によつて、Esmans 荘 (セーヌ・エ・マルヌ県) には、*servi* は全く存在しなかった。この *servi* が、一二八九年に解放状が出された時には、全住民が *servi* であつた。同じく九世紀初期、Villeneuve-Saint-Georges 荘 (セーヌ・エ・オワーズ県) では、そこに居住する一三二名の保有農のうちコロニー *coloni* 一一名に対して、*servi* 一四名が見られるが、一二四九年の同荘農民に対する解放状によれば、そこでの全農民が *servi* であつた。また、Thiais 荘 (セーヌ県) でも同様の現象
- (5) たゞ最近の Brigitte Montegale, *Le servage au Moyen Age (Les dossiers de l'histoire, 1977), pp. 45—52.* が、フランク説の踏襲である。
- (6) M. Bloch, *Feudal society, vol. I, Translated by L. A. Manyon, London, 1965, p. 263.* (新村猛・森岡敬一郎他訳「封建社会」一、みすず書房、一九七三年、二三三—二三四頁。) B. Montegale, *op. cit., p. 48.*; G. Fourquin, *Lordship and Feudalism in the Middle Ages, 1976, p. 44.*
- (7) たゞ最近の M. Bloch, *Personal liberty and servitude, pp. 37—42.* しかしながら、フランクの出した規定に対して、J. フルリヌト (L. Verriest) によれば、厳密な法的意識の下での不自由人 (*serfs*) はカロリング時代の奴隷 (*servi*) の子孫に限られ、荘園農民の一部分にすぎず、人頭税・領外結婚税・相続税の三つの負担は自由人に対しても課せられたとして、フロック説を批判している。楳川一朝『フランク・フランス・ドイツの農奴制』—第X回歴史学国際会議第III部会における報告—(『歴史学研究』二〇六号、一九五七年)。A. デレアーシニ著、千葉治男・中村五雄訳「フランス農民小史」未來社、一九五七年、七二—七三頁。G. Fourquin, *op. cit., p. 45.* 参照。しかし、法上の身分が「出生」に基づいてつたとして、*serf* を

社会構成上の一階級を示す学術的用語として用いるならば、*servage* が十一、二世紀に形成されるというフロック説は、なおその意義を保ち得るように思われる。この点に關しては、井上泰男「フランス領土制の基本的特質」(史学雑誌)六五—一、一九五六年、四二頁参照。

- (8) 古典荘園を農奴制の典型とする見解は、封建制から資本主義への移行の問題に關連して、戦後、高橋幸八郎氏によって体系化されたといわれる。高橋氏は、古典荘園の内容を次のように表現されている。「それがともかく封建的土地所有の始源的な形態であること、領主と農民との關係からいえば、労働地代(賦役)の段階における封建的土地所有であつて、ここでは農奴制も古典的に現われていること、かのフーフエ体制も農業技術の意味での土地制度との結びつきにおいて典型的に現われていること等々、ともかく封建的土地所有の古典形態たるに相応し。」(高橋幸八郎「市民革命の構造」増補版、御茶の水書房、一九六六年、六一頁。)このような見解は、たとえば、吉岡昭彦「封建的土地所有・封建地代・経済外強制」(西洋経済史講座)「岩波書店、一九六〇年)のうちにも明白に表現されている。
- (9) ゲオルグ・フォン・ベロウ著、堀米庸三訳「ドイツ中世農業史」創文社、一九五五年、五九—六一頁。
- (10) M. Bloch, *Feudal society*, vol. 1, p. 241. (邦訳「二一四頁」)
- (11) Georges Duby, *Rural economy and country life in the medieval West*, Translated by Cynhia Postan,

1962, p. 34.

- (12) 十一、二世紀頃、フランスで *servage* が成立するのは、ほぼ一致した見解であろう。先にあげた M. フロックの諸著作の他に、B. Montegale, *op. cit.*, p. 47 等。
- (13) G. Duby, *op. cit.*, p. 197. R. ラトナーシキ著、宇尾野久・森岡敬一郎訳「西ヨーロッパ経済の誕生」一条書店、一九七〇年、三二—三三頁。井上泰男、前掲論文、三〇—三三頁等。
- (14) M. Bloch, *The "Collibertu"*, p. 136.
- (15) もっとも、古典荘園の解体は、ラトナーシキによれば、すでに九世紀に始まるので(前掲書、三六—八頁)、それが目立たぬほど緩慢に進行した場合、古典荘園そのものうちに *servage* が形成されたと思ふことも決して不可能ではない。しかし、その場合でも、九世紀の古典荘園より時間的に遅れて *servage* が成立するのであれば、やはり古典荘園の解体過程のうち *servage* が形成されることと変わりはない。
- (16) たとえば M. Bloch, *How and why ancient slavery came to an end (Slavery and Serfdom)*, pp. 3—8.
- (17) M. フロック著、河野健二・飯沼二郎訳「フランス農村史の基本性格」創文社、一九五九年、一〇七—一〇八頁。同書においては、*reserve* すなわち *demesne* を「保留地」と訳されてあつたが、引用では「領主直領地」という語にかえた。なお、*シヤゼ* されるとは、奴隸に家 *casa* と附属耕地が与えられることを意味する。
- (18) 椋川一朗「農奴制の成立と農奴身分の問題」(史学雑誌)六

二一—二、六三一—二、一九五三、五四四年)、「西洋封建社会成立史における下部構造論の再検討」(『西洋史学』二七号、一九五五年)、「フランス荘園制の変遷過程」(『社会経済史大系』二、一九六〇年)、「西欧封建社会の比較史的研究」青木書店、一九七二年参照。

- (19) たとえば、世良晃志郎「古典的グレンツヘルンシャフトの位置づけについて」(『西洋史学』二七号、一九五五年)、「吉岡昭彦「封建制の理論的諸問題」(『歴史学研究』二四二号、一九六〇年)、「下野義朗「いむゆる古典荘園の構造をめぐる基礎的諸問題」(『歴史学研究』四二六号、一九七五年)等。書評として、渡辺節夫「椽川一朗著「西欧封建社会の比較史的研究」を読んで—いむゆる古典荘園の構造について—」(『歴史評論』二七九号、一九七三年)等がある。

- (20) フュステル・ド・クラランジュ著、明比達朗訳「古代フランス土地制度論」下、日本評論社、一九四九年、四六一—五六頁。

- (21) 太田秀通氏によれば、奴隷にされるとは、自己の属す生活と生産の基盤(=共同体)から、暴力的に引き離されるか、このような生活と生産の基盤そのものが破壊されるかして、個々人が別々に他人の所有にされることであった。太田秀通「奴隷概念の再検討」(『思想』六四一号、一九七七年)一一二頁。

- (22) B. Monteagle, op. cit., p. 45.; M. Bloch, How and why ancient slavery came to an end, p. 24.
 (23) G. Duby, The early growth of the European econo-

my: Warriors and peasants from the seventh to the twelfth century, Translated by H. B. Clarke, London, 1974, p. 32.

- (24) M. Bloch, op. cit., pp. 1—2.
 (25) <The trade continued to be very active throughout the era of the barbarian kingdoms and up to Carolingian times> (ibid., p. 3.)
 (26) R. Doehaerd, Le haut moyen âge occidental: Economies et sociétés, Paris, 1971, p. 185.
 (27) R・ラトゥーシユ前掲書「一六一頁」。
 (28) クーランジュ前掲書、四六一—四八頁。
 (29) G. Duby, op. cit., p. 109.
 (30) ibid.
 (31) ibid.
 (32) ibid.
 (33) ibid.
 (34) R・ラトゥーシユ前掲書「二〇九頁」。
 (35) 同書「二〇九頁」。
 (36) 同書「二〇九頁」 G. Duby, op. cit., p. 109.
 (37) R・ラトゥーシユ前掲書「二〇九頁」。
 (38) 同書「二〇九頁」。
 (39) R. Fossier, Histoire sociale de l'occident médiéval, Paris, 1970, p. 65.
 (40) 註(4)参照。
 (41) 幸いにも、伏島正義氏が各部族法典を分析されて、自由人が奴隷へ転落する場合を規定する条項を整理されている。

法典	項目	人身売買	婚姻	刑罰	債務*
Codex Euricianus		290, 300			
Lex Visigothorum		V-4-10. 11 (cf. 12), III-2-6)	III-2-2. 3. 4. 6, III-3-1. 2	VI-3-1 V-7-3~8	II-1-19, VI-4-2, VII-1-1.5, VII-2-14, V-7-3~8
Lex Burgundionum				35-3, 47-1. 2	107-7
Lex Salica		39-2. 3	13-8. 9		
Edictus Langobardorum			217, 221		
Pactus } Alamannorum		III-12 46~48	18-1. 2, 39	38	
Lex Ribuaria		16	58		
Lex Bajuvariorum		9-4, 16-5	7-3	7-3a, 8-18	1-10, 2-1, 7-4, 9-19
Capitulatio de partibus Saxoniae					21
Lex Saxonum		20			
Lex Thuringorum		40, 41			
Lex Francorum Chama-vorum		10			
Lex Frisionum		21			

* 財産(金銭)の貸借関係に因るのではなく、むしろ犯罪を犯した際に罰金が支払えないために奴隷となるケースがそのほとんどである。

- で、引用させていただく(伏島正義「部族法典にみる奴隷について」『歴史学研究』四五四号、一九七八年、一八頁による)。上表。
- (12) 「負ければ、進んで人の奴隷となり、たとえ「勝った者より」より若く、またより力強くとも、その身の束縛を受け、売買に供せられるのを耐え忍ぶ。」(タキトウス「ゲルマニア」二四章、田中秀央・泉井久之助訳、岩波文庫)
- (43) R. Doehard, *op. cit.*, p. 188.
- (44) G. Duby, *op. cit.*, p. 82.
- (45) エンジョウによれば、「生産技術」の不足から耕地拡大は制限され、九世紀初期には人口はのび悩んでいた。しかし、その後、生産技術の改良によって人口は再び増加する。(G. Duby, *op. cit.*, p. 79—p. 83, p. 186) ちなみに、八八一年のサン・ルミ修道院の *polyptyque* によれば、一夫婦当たり平均二・七人の子供を持った。(ibid., p. 82)
- (46) 橡川一朗「封建的土地所有の成立—古典荘園の諸性格—」(『西洋経済史講座』—岩波書店、一九六〇年) 九六頁。
- <本章>
- (47) R. Doehard, *op. cit.*, pp. 187—188; G. Duby, *op. cit.*, p. 86.
- (48) 橡川一朗前掲論文、九九頁。
- (49) 同論文、九九頁。
- (50) R. Doehard, *op. cit.*, p. 189.
- (51) G. Duby, *op. cit.*, p. 86.
- (52) R. Doehard, *op. cit.*, p. 189. M. プロック「フランス

- 農村史の基本性格」一〇五頁。
 63 同書「一〇五頁」。
- 64 R. Doehaerd, op. cit., p. 184.
- 65 この点に關しては、すでに世良晃志郎氏が指摘されてい
 る。(世良晃志郎前掲論文、九頁。)
- 66 上原專祿「伝カール大王御料地令国訳嘗試」(同氏「独逸
 中世の社会と經濟」所収)参照。
- 67 R・ラトラーン前掲書「二三八頁」。
- 68 M・ノロックス前掲書「一〇五頁」。
- 69 G. Duby, Rural economy and country life in the
 medieval West, p. 39.
- 70 *ibid.*
- 71 *ibid.*, p. 38.
- 72 *ibid.*
- 73 <…… nurseries for rearing young domestic servants>
 (*ibid.*)
- 74 R. Doehaerd, op. cit., p. 189.
- 75 たんざび⁹ Prüm 及 Lobbes の polyptyques 中、若干の
 土地に haistaldi が存在したことを示している。*ibid.*
- 76 *ibid.*
- 77 G. Duby, The early growth of the European economy,
 pp. 78, 86; R. Doehaerd, op. cit., pp. 188—189.
- 78 G. Duby, op. cit., p. 90; *id.*, Rural economy and
 country life, p. 50.
- 79 伊藤榮「ドイツ封建社会發達史研究」弘文堂、一九六三年
 八一—九頁参照。
- 70 榎川一朗「西欧封建社会の比較史的研究」五五—五六頁。
- 71 G. Duby, Rural economy and country life, p. 54.
- 72 *ibid.*
- 73 *ibid.*
- 74 G. Duby, The early growth of the European econo-
 my, p. 41; *id.*, Rural economy and country life, p. 54.
- 75 G. Duby, The early growth, p. 89; *id.*, Rural econo-
 my, pp. 52—53.
- 76 G. Duby, The early growth, pp. 89—90; *id.*, Rural
 economy, pp. 52—53. たんざび⁹ Lucca の聖堂参事会所
 属の保有農たちは、十世紀末までには、賦役及び地代を貨
 幣で支払った。(*ibid.*, p. 53)
- 77 G. Duby, The early growth, p. 83. R・ラトラーン
 前掲書「二三三頁」。
- 78 同書「二五〇—二五二頁」。
- 79 サン・ジールマン修道院の polyptyque 中 Corbon の
 Centena に関する章は、他の章とちがってこの修道院に
 対して行なわれた寄進の要約であり、寄進された土地は、
 ウィラ全体というものはなく、メンスが単位となってい
 た。そしてこの章は、これらのメンスをその内に含む一九
 のヴィラに言及している。(同書「二五一—二五二頁」)
- 80 G. Duby, Rural economy, p. 52.
- 81 R・ラトラーン前掲書「二三三—二三四頁」。
- 82 もともと要約的な箇所としては、榎川一朗「封建的土地所
 有の成立」九七頁参照。
- 83 同論文、九九頁。同氏「西欧封建社会の比較史的研究」

一二三頁。

64 G. Duby, op. cit., pp. 364—366.

65 「定地賦役とは、領主直領地の一定面積が農民に割り当てられ、領主が播種用の種子を与えた上で、各農民が自己の責任において耕作・経営するという賦役労働の一形態であり、森本芳樹氏によれば、「農民の自立性をもっともよく反映した」賦役労働であった。（森本芳樹「古典荘園の解体過程」『西洋経済史講座』、一二二—一二三頁）

66 世良晃志郎訳「バイエルン部族法典」、法典1—13（創文社、一九七七年復刊）。

67 クーランシユ前掲書、一九五頁。

68 同書、一九五頁。

69 G. Duby, op. cit., p. 48.

69 *ibid.*

69 たとえば時代はやや古くなるが、西ゴート法によれば、*servi idonei*（技術を持つ奴隷）は、奴隷の中でも少数にすぎなかったが、*vilissimi*（一般の奴隷）より優先的取扱うべきだった。P. D. King, *Law & society in the Visigothic kingdom*, 1972, pp. 163—164.

69 八〇六年の *Divisio Regnorum*（帝国分割令）の中で、家もとの奴隷 *servorum* が土地等と共に不動産として、家が与えられぬ奴隷 *mancipis* が動産として取り扱われ、*h. R. Loyn and J. Percival, The reign of Charlemagne*, London, 1975, (Document 21) 参照。ところで、伏島正義氏は、各部族法典の奴隷に関する規定を詳細に検討された結果、各部族法典成立当時の奴隷形態

を、ゲルマン型奴隷 \parallel いわゆる小屋住み奴隷 (*servus castus*) と規定された。（伏島正義「部族法典にみる奴隷に

ついて」特に一九—二〇頁）しかしながら、私は氏の規定自体に疑問を感じている。何故なら、奴隷が、一方では生産手段を所有せず家畜と同一に扱われる側面を有したと、他方では小屋住み形態たる側面を有したと、の二点をもって氏はその規定の根拠とされているからである。この二点だけからでは、古典古代的奴隷の存在を氏が無視される（同論文、一九頁）理由がわからない。部族法典は、この二側面のどちらに比重をおいていたかは示唆していないからである。つまり、当時の奴隷には、後者の側面を欠く奴隷 \parallel いわゆる古典古代的奴隷も存在していたはずである。氏自身、奴隷は、このような複数の属性を「持ちうる」（同論文、二〇頁）と述べられているのであるから、古典古代的奴隷がゲルマン型奴隷と並存していても、決して不思議ではないと思う。

69 R・ラトウシユ前掲書、一一一頁。

69 R. Doehaerd, op. cit., p. 187.

69 *ibid.*

69 G. Duby, *The early growth*, p. 86.

69 註(9)にあげた椋川氏の諸著書中、とりわけ「西欧封建社会の比較的研究」を参照のこと。以下「比較的研究」と略す。

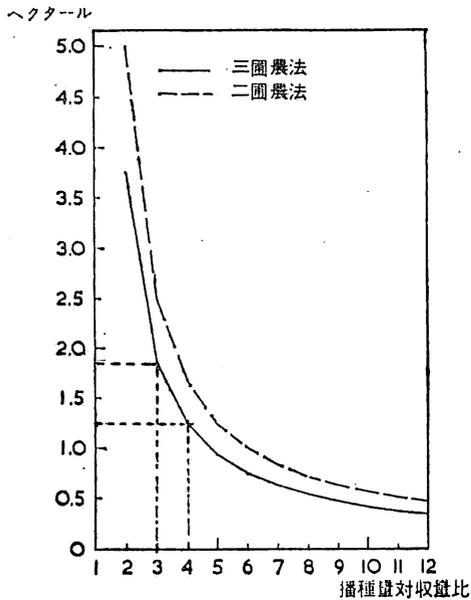
69 「比較的研究」、一四四頁。

69 「比較的研究」、一四六頁。

69 「比較的研究」、一八五頁。

- 001 「比較史的研究」一九二頁。
- 002 「比較史的研究」一九九頁。
- 003 G. Duby, *op. cit.*, pp. 44—45. ヨーゼフ・クレーシッ
ル著、伊藤栄・諸田実訳「ヨーロッパ中世経済史」東洋経
済新報社、一九七四年、六八頁。
- 004 M. Bloch, *The "Colliberiti"*, p. 137.
- 005 *ibid.*, p. 136.
- 006 「比較史的研究」一四五頁。
- 007 「比較史的研究」一四四頁。
- 008 この問題に関して、すでに下野義朗氏が批判的検討をされ
ている。(前掲「いづゆる古典荘園をめぐる基礎的諸問題」
三四頁以下参照。)それ故、本稿で重複する部分もあると
思われる。御了承願いたい。
- 009 たとえば、ラトゥーシユは、人口増加は「十一世紀の特
徴」と述べている。(ラトゥーシユ前掲書、三五二頁。)
- 010 M・ブロック「フランス農村史の基本性格」二三頁。
- 011 L. White, *Technology and invention in the Middle
Ages* (*Speculum*, vol. xv, 1940), p. 151.
- 012 R・ブートリッシュ著、赤羽裕訳「中世末の穀物耕作と農
業技術—主としてフランスにおける—」(「土地制度史学」
三六号、一九六七年)七五頁。
- 013 同論文、七五頁。
- 014 中世村落研究の重要性を指摘されたものとして、増田四郎
「中世村落研究の問題点」(「政経論叢」第三卷三号、一九
五四年、のちに同氏「西洋封建社会成立期の研究」岩波書
店、一九五九年、に収録されている。)参照。
- 015 G. Duby, *op. cit.*, p. 189.
- 016 *ibid.*, p. 190.
- 017 *ibid.*, p. 193.
- 018 *ibid.*, p. 194.
- 019 Noëtes の主張に関して L. White, *Technology and
invention in the Middle Ages*, pp. 153—155 を参照。
- 020 G. Duby, *op. cit.*, p. 194.
- 021 *ibid.*, p. 198.
- 022 スリッヘル・ファン・バート著、速水融訳「西ヨーロッパ
農業発達史」日本評論社、一九六九年、八〇頁。
- 023 同書、七四頁。
- 024 同書、八〇頁。
- 025 R・ブートリッシュ前掲論文、七五頁。
- 026 M・ブロック「フランス農村史の基本性格」、五七頁。
- 027 農業技術の不足は、低い生産レベルを維持させたり、異民
族の侵入や内乱により畑は荒れ、農民は飢えの恐怖に悩ま
された。(R. Fossier, *op. cit.*, pp. 86—87) また、当
時の記録や年代記は、早ばいや洪水などの悪天候、ヘム
スト、戦争などの被害に対する人間の無力さを報告してお
り、これらによって人口は減少したであろう。(R. Deo-
haerd, *op. cit.*, pp. 57—59) ドロビニによれば、労働力
の不足と農業技術の不足が、経済発展を妨げていた。(G.
Duby, *op. cit.*, p. 186) なお、註(4)参照のこと。
- 028 スリッヘル・ファン・バート前掲書、八二頁参照。
- 029 スリッヘル・ファン・バート前掲書、二四頁に、一人を養
うに必要な土地面積が表に示してある。そのまま引用したの

が左表である。



(33) G. Duby, Rural economy, pp. 35, 40.

(33) たごえは、Poperinghe のサン・ベルタン (St Bertin) 修道院に属す四七マンスの各保有量は、一〇マンスが三〇ヘクタール、一〇マンスが二五ヘクタール、一九マンスが一〇ヘクタール、八マンスが一七ヘクタールで、最大と最小マンスは二倍程度の偏差が見られる。G. Duby, Rural economy, pp. 30—31. また、サン・ジヘルマン・デ・ブレン修道院に属すノリ地方の四ヶ村 (二、三キロメートル以内) に存在) では、村の平均マンス保有量は、それぞれ四・三五、六・一、八・〇、九・六五ヘクタールで、やはり二倍程度の偏差である。G. Duby, Rural economy, p. 31;

id., The early growth, p. 84.

(32) サン・ジヘルマン・デ・ブレン修道院の Verrières 荘では全マンスの五分の一のみが一家族にまわって住まわれ、半分が二家族、三分の一が三家族にまわって住まわれた。G. Duby, Rural economy, p. 32. また、Palaiseau 荘では、四三マンスが一家族、八マンスが二家族、四マンスが三家族にまわって住まわれた。G. Duby, The early growth, p. 79.

(33) G. Duby, Rural economy, p. 33; id., The early growth, p. 32.

(34) G. Duby, Rural economy, p. 37; id., The early growth, p. 32.

(35) G. Duby, The early growth, p. 86.

(36) G. Duby, Rural economy, p. 38.

(37) G. Duby, The early growth, p. 86.

(38) ibid.

(39) 註(39) 註(39) 参照のトナ。

〈終章〉

(40) G. Duby, Rural economy, pp. 198, 207—208.

(41) M. Bloch, The "Colliberii", p. 94.

(42) ibid., p. 96.

(43) ibid., pp. 116—117.

(44) 榎川一朗「フランス・ドイツの農奴制」(前掲)「三八—三九頁に於る。